

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第7回 自由民権運動

司法改革総合センター事務局次長・東京弁護士会歴史研究会 山岸 泰洋 (61期)

1 自由民権運動は、明治7年、前年の征韓論をめぐる政争に敗れて下野した板垣退助、後藤象二郎らが、藩閥政治を批判して民撰議院設立建白書を提出したことに端を発します。当初の担い手は不平士族が中心で、佐賀の乱（明治7年）や西南戦争（明治10年）に連なる動きもありました。西南戦争後は各地の豪農層にも浸透していきましたが、その背景には地租改正（明治7年～）をめぐる農村の混乱と反発があったといわれています。

2 かくして裾野を広げた自由民権運動を知的側面から支えたのが、代言人や新聞記者といった在野の知識人でした。政治運動は当時の社会の花形であり、新聞を通じた広報も盛んだったことから、かかる代言人の活躍が社会における代言人の認知度や社会的地位の向上に大きく影響したことは想像に難くありません。

代言人たちは、自由民権運動の中で結成された自由党や立憲改進黨においても中心メンバーとして重きをなし、明治23年の帝国議会開設後は衆議院議員に選出された者も少なくありませんでした。

たとえば前回登場した代言人星亨は、内部分裂や政府の弾圧により一時期低迷していた自由民権運動を再興させた大同団結運動の立役者となり、のちに第2代衆議院議長も務めています。

3 自由民権運動をめぐる代言人たちの活躍は、狭義の政治分野にとどまるものではありません。

運動の隆盛に対し、藩閥政府は出版条例、讒謗律、新聞紙条例、集会条例等により徐々に弾圧を強め、明治14年の政変によって大隈重信が失脚したことを契機に、その傾向はさらに加速しました。その結

果、自由民権運動は急進派を中心に先鋭化し、福島事件、高田事件、群馬事件、加波山事件、秩父事件等の蜂起事件が相次ぎました。ちなみに、一連の事件を受けて太政官布告により制定された爆発物取締罰則は、現在も法律としての効力を有しています。

こうした中、星亨、大井憲太郎ら自由党系の代言人は、法律研究所「厚德館」を設立し、自由民権運動にまつわる事件の弁護活動は無報酬で行いました。厚德館に加入した代言人は、盛時には40名以上に達したとのこと。後世の弁護団活動の原型ともいえましょうか。

4 前記の福島事件の事案は、福島県令三島通庸と対立した自由党員が法廷闘争に臨むべく、「吾党は自由の公敵たる擅制政府を顛覆して公議政体を建立するを以て任となす」との盟約書を作成したことにつき、内乱陰謀罪で起訴されたというものです。

この事件で弁護の任に当たった代言人星亨は、概要、「内乱とは兵を挙げ軍隊を使うことであって、その陰謀といえば糧秣の蓄積、卒徒の募集に関する謀議でなければならず、したがって内乱の陰謀には暴力に訴えようとする計画がなければならない。ところが、被告人が行ったことは『顛覆』の文字を紙の上だけで、兵器、金銭、食料などの募集について評議した形跡はまったくない。このような謀議の事実の伴わない空文は内乱陰謀の罪を構成しない。」と弁論し、ひときわ精彩を放っていたといわれます。

結果的に判決は有罪となりましたが、この弁論は当時における代言人の法廷弁護技術の一つの到達点といえるかもしれません。